

平成28年度随意契約情報(使用料・賃借料)総務部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	庁舎管理	庁舎管理	車両管理グループ	オムロンクレジットサービス 株式会社	タクシーチケット供給等業務及び経費の支出について	20160401	20170331	22,723,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務が特定の者(公募により選定された業者)でなければ実施することができないものであるため。
2	庁舎管理	庁舎管理	庁舎保全グループ	NECキャピタルソリューション 株式会社 関西支店	大阪府庁デジタル電子交換機器賃借	20160401	20161031	5,264,028	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(再リース)が特定の者(当初決定した業者)でなければ実施することができないものであるため
3	庁舎管理	庁舎管理	庁舎保全グループ	日本放送協会	平成28年度 日本放送協会放送受信料	20160401	20170331	2,057,978	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	NHK地上波デジタルテレビ放送の受信料であるため、放送法に基づき日本放送協会と契約するものである
4	IT推進	IT推進	情報基盤整備グループ	富士通リース 株式会社 関西支店	大阪府職員端末機(平成24年度12月調達分)の賃貸借契約の締結及びこれに要する経費の支出について	20161201	20171130	3,032,640	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該賃借が特定の者(当初契約事業者)でなければ実施することができないものであるため
5	IT推進	IT推進	情報基盤整備グループ	富士通 株式会社 関西支社	個人番号利用事務ネットワーク用情報基盤サーバ等運用管理業務	20161001	20190731	128,520,000	特例政令第11条第2項	既に調達をした情報基盤サーバ等構築・運用管理業務に接続して行う調達で、既に契約した相手方以外の者から調達したならば、既に調達した業務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため
6	IT推進課	IT推進課	情報基盤整備グループ	富士通リース株式会社 関西支店	大阪府職員端末機(平成24年度12月調達分)の賃貸借(再リース)	20161201	20171130	3,032,640	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	賃貸借業務が特定の者でなければ実施することができないものであるため
7	IT推進課	IT推進課	情報基盤整備グループ	芙蓉総合リース株式会社 大阪支店	大阪府庁内幹線LAN装置等(IT推進課)の賃貸借契約(本館・別館分再リース)	20161201	20170731	874,368	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	賃貸借業務が特定の者でなければ実施することができないものであるため
8	庁舎管理	庁舎管理	車両管理グループ	りそなカード	ETCスルーカード(マイレージサービス)利用に係る経費	20160401	20170331	1,542,635	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(ETCカードによる有料道路の料金精算・支払)に関して府が必要とする諸条件(親カードを必要としない。年会費を必要としない。ETCカードに係る契約実績がある。)を満たしているりそなカードでなければできないものであるため
総務部(使用料・賃借料)					H28. 4~5月	3件	30,045,006円			
					H28. 10~11月	2件	131,552,640円			
					H28. 12~H29. 1月	2件	3,907,008円			
					H29. 2~3月	1件	1,542,635円			
					合計	8件	167,047,289円			